

令和 8 年度

明治用水頭首工地区 土地改良施設突発事故復旧事業
明治用水頭首工復旧（その 3）工事

特別仕様書

東海農政局
矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容
第 1 章 総則	明治用水頭首工地区土地改良事業突発事故復旧事業明治用水頭首工復旧（その 3）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、各共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書及び設計図書によるものとする。
第 2 章 工事内容	
1. 目的	本工事は、明治用水頭首工地区土地改良施設突発事故復旧事業計画に基づき明治用水頭首工の復旧を行うものである。
2. 工事場所	愛知県豊田市室町及び水源町地内
3. 工事概要	本工事の概要は、明治用水頭首工の復旧工事で次のとおりである。 1) 一般事項 河 川 名：1 級河川、矢作川水系、矢作川 計画洪水量：4,360m³/s（計画洪水位 HWL 32.060m、6 月 1 日～9 月 30 日） 391.87m³/s（計画洪水位 HWL 29.921m、10 月 1 日～5 月 31 日） 地 質：花崗岩 堰 型 式：フローティングタイプ 堰 長：総延長 167.30m 可動堰延長 135.50m（土砂吐部 20.000m、洪水吐部固定堰 16.50m、7 か所、橋脚 2.50m、8 基） 基礎構造：ケーソン基礎 堰 柱：全 8 基 エプロン：上流 17.3m、下流 32.8m 2) 本体工（施工対象範囲） 右岸止水矢板工（エプロン部含む） L=74.65m 右岸端部浸透対策工 L=23.32m 3) 付帯工 左岸護岸復旧工 1 式 4) 仮設工 仮締切設置撤去 1 式
4. 工事数量	別紙 1「工事数量表」のとおりである。
第 3 章 施工条件	
1. 一般事項	1) 本工事は河川内工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議に基づく条件を遵守しなければならない。 2) 本工事の対象施設である明治用水頭首工の施設管理者は、明治用水土地改良区（以下「施設管理者」という。）であり、施工に当たっての各種連絡・調整を適切に行わなければならない。 また、河川出水等の異常時に際し、施設管理者から指示があった場合は、これに従わなければならない。 3) 水源桜祭り 水源町地内で実施される水源桜祭り開催時において現場対応が必要な場合は、監督職員立会のもと、関係機関と協議するものとする。 4) 賃料材の引継ぎ 仮設構台、右岸ヤード及び台船ヤードに係る以下のリース材は、発注者より引継ぎすることとし、適切に管理しなければならない。

項 目	内 容																																													
	<table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>保管・管理場所</th></tr><tr><td>H形鋼</td><td>H400*400*13*21 L=8.0m</td><td>本</td><td>1</td><td>仮設構台</td></tr><tr><td>〃</td><td>H400*400*13*21 L=7.0m</td><td>本</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>覆工板</td><td>1000*2000*200</td><td>枚</td><td>56</td><td>〃</td></tr><tr><td>敷鉄板</td><td>1.524*6.096*22</td><td>枚</td><td>2</td><td>右岸ヤード出入口</td></tr><tr><td>縞鋼板</td><td>1.524*3.048*22</td><td>枚</td><td>2</td><td>〃</td></tr><tr><td>〃</td><td>1.524*6.096*22</td><td>枚</td><td>6</td><td>〃</td></tr><tr><td>敷鉄板</td><td>1.524*6.096*22</td><td>枚</td><td>2</td><td>台船ヤード出入口</td></tr><tr><td>〃</td><td>1.524*3.048*22</td><td>枚</td><td>9</td><td>〃</td></tr></table>	資材名	規格	単位	数量	保管・管理場所	H形鋼	H400*400*13*21 L=8.0m	本	1	仮設構台	〃	H400*400*13*21 L=7.0m	本	1	〃	覆工板	1000*2000*200	枚	56	〃	敷鉄板	1.524*6.096*22	枚	2	右岸ヤード出入口	縞鋼板	1.524*3.048*22	枚	2	〃	〃	1.524*6.096*22	枚	6	〃	敷鉄板	1.524*6.096*22	枚	2	台船ヤード出入口	〃	1.524*3.048*22	枚	9	〃
資材名	規格	単位	数量	保管・管理場所																																										
H形鋼	H400*400*13*21 L=8.0m	本	1	仮設構台																																										
〃	H400*400*13*21 L=7.0m	本	1	〃																																										
覆工板	1000*2000*200	枚	56	〃																																										
敷鉄板	1.524*6.096*22	枚	2	右岸ヤード出入口																																										
縞鋼板	1.524*3.048*22	枚	2	〃																																										
〃	1.524*6.096*22	枚	6	〃																																										
敷鉄板	1.524*6.096*22	枚	2	台船ヤード出入口																																										
〃	1.524*3.048*22	枚	9	〃																																										
2. 工程制限	1) 河川区域内（図面に示す河川区域線から河川側）における計画洪水水位以下の工事は、令和8年10月1日から令和9年5月31日までに完了しなければならない。 2) 右岸ヤードは、令和8年7月～令和9年3月において、関連工事と共用する。																																													
3. 作業時間の制限	現場内への資機材の搬入出は、原則、9時から17時までとする。																																													
4. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）として月当たり標準14日を見込んでいる。 なお、休日等には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。																																													
5. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、大型連休、夏季休暇、年末年始休暇。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員の承諾を得るものとする。																																													
6. 施工をしない時間帯	原則、平日の午後5時から翌日午前8時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と承諾するものとする。																																													
第4章 現場条件																																														
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、図面のとおり想定している。																																													
2. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 1) 土地改良施設突発事故復旧事業明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧その2工事 （施工予定時期 令和5年8月～令和8年8月） 2) 矢作川総合第二期農地防災事業 明治用水頭首工附帯施設建設工事 （施工予定時期 令和8年8月～令和12年3月）																																													
3. 管理水位及び取水量	本頭首工の管理水位及び取水量は、次のとおりであるが、関係機関及び施設管理者との調整により変更する場合がある。																																													

項 目	内 容																																				
	<table><tr><th rowspan="2">期 間</th><th rowspan="2">管理水位標高 (EL)</th><th colspan="2">取水量(m3/s)</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>右岸</th><th>左岸</th></tr><tr><td>4月1日～4月14日</td><td rowspan="7">29.8m以上 ※制限水位標高は 30.3m</td><td>7.02</td><td>2.32</td><td></td></tr><tr><td>4月15日～4月30日</td><td>33.98</td><td>2.32</td><td></td></tr><tr><td>5月1日～5月20日</td><td>33.98</td><td>7.82</td><td></td></tr><tr><td>5月21日～6月30日</td><td>33.98</td><td>8.17</td><td></td></tr><tr><td>9月6日～9月30日</td><td>7.02</td><td>7.56</td><td></td></tr><tr><td>10月1日～10月5日</td><td>7.02</td><td>2.06</td><td></td></tr><tr><td>10月6日～3月31日</td><td>7.02</td><td>1.57</td><td></td></tr></table>	期 間	管理水位標高 (EL)	取水量(m3/s)		備 考	右岸	左岸	4月1日～4月14日	29.8m以上 ※制限水位標高は 30.3m	7.02	2.32		4月15日～4月30日	33.98	2.32		5月1日～5月20日	33.98	7.82		5月21日～6月30日	33.98	8.17		9月6日～9月30日	7.02	7.56		10月1日～10月5日	7.02	2.06		10月6日～3月31日	7.02	1.57	
期 間	管理水位標高 (EL)			取水量(m3/s)			備 考																														
		右岸	左岸																																		
4月1日～4月14日	29.8m以上 ※制限水位標高は 30.3m	7.02	2.32																																		
4月15日～4月30日		33.98	2.32																																		
5月1日～5月20日		33.98	7.82																																		
5月21日～6月30日		33.98	8.17																																		
9月6日～9月30日		7.02	7.56																																		
10月1日～10月5日		7.02	2.06																																		
10月6日～3月31日		7.02	1.57																																		
4. 第三者に対する措置																																					
(1) 騒音及び振動対策	1) 本工事区域は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域であるため、施工に当たり低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された機械の使用を原則とする。また、騒音、振動等の対策については、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 建設機械による作業に際し、地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業については、振動及び騒音等の計測を行うものとし、その測定の結果、工事方法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 既設構造物の取壊し、掘削、鋼矢板打設等、通常の作業を行う場合も騒音・振動の発生防止に努めるものとする。 4) 近隣住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員に報告するとともにその処理について、監督職員と協議するものとする。																																				
(2) 濁水処理対策（河川内）	1) 本工事の施工に伴い発生する汚濁水は、工事区域外に排水することがないように、機械処理沈殿方式により適正な処理を行ったのち、河川へ排水しなければならない。 2) 受注者は、濁水処理施設の施工に先立ち、濁水処理計画書等を作成し、監督職員の承諾を得るとともに、矢作川沿岸水質保全対策協議会に説明しなければならない。 なお、濁水処理施設の規模は、原水処理容量で 30m3/hr 程度を計画している。 3) 処理後の排水基準は、水素イオン濃度（pH）5.8～8.6、濁度 30 度以下、電気伝導度 30ms/m 以下であることを確認の上、放流するものとする。 4) 受注者は、次のとおり水質調査を行わなければならない。 ただし、水質の状況によっては、調査項目を変更することがある。 <table><tr><th colspan="2">調査項目</th><th>調査頻度</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">pH 値</td><td>処理前</td><td rowspan="2">自己記録装置により測定</td><td rowspan="8">調査期間は、原則として仮締切期間中とする。</td></tr><tr><td>処理後</td></tr><tr><td rowspan="2">濁度</td><td>処理前</td><td rowspan="2">〃</td></tr><tr><td>処理後</td></tr><tr><td rowspan="2">電気伝導度</td><td>処理前</td><td rowspan="2">河川放流時 (午前 1 回、午後 1 回)</td></tr><tr><td>処理後</td></tr><tr><td colspan="2">薬品使用量</td><td>1 回/日</td></tr><tr><td colspan="2">処理水量</td><td>〃</td></tr></table>	調査項目		調査頻度	備考	pH 値	処理前	自己記録装置により測定	調査期間は、原則として仮締切期間中とする。	処理後	濁度	処理前	〃	処理後	電気伝導度	処理前	河川放流時 (午前 1 回、午後 1 回)	処理後	薬品使用量		1 回/日	処理水量		〃													
調査項目		調査頻度	備考																																		
pH 値	処理前	自己記録装置により測定	調査期間は、原則として仮締切期間中とする。																																		
	処理後																																				
濁度	処理前	〃																																			
	処理後																																				
電気伝導度	処理前	河川放流時 (午前 1 回、午後 1 回)																																			
	処理後																																				
薬品使用量		1 回/日																																			
処理水量		〃																																			

項 目	内 容														
(3) 地下水対策 (水質監視)	5) 濁水処理に使用する添加剤は、無機凝集剤、高分子凝集剤及び炭酸ガスとするが、事前に添加剤の種類、適正使用量について、試験を行い決定するものとする。 なお、添加剤の変更若しくは、使用量、汚泥処分量等の大幅な変更が必要な場合、処理後の排水に異常値が出た場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。														
	6) 仮締切鋼矢板の打設に当たっては、当該工種の施工実施範囲及び施工による影響範囲に汚濁防止フェンスを配置し、濁水の拡散防止を図らなければならない。 なお、汚濁防止フェンスは、鋼矢板打設開始前に設置し、鋼矢板引抜完了後に撤去するものとする。														
	薬液注入工の施工に当たっては、水質検査を行い、水質汚染等が予想される場合は、必要な防止措置について監督職員と協議するものとする。														
	1) 薬液注入工の施工に伴う水質汚染を未然に防止するため、調査孔を設けて水質検査を行うものとする。 なお、調査孔の位置、施工方法等については、施工計画書を提出するものとする。														
(4) 交通対策	2) 水質検査項目は、水素イオン濃度（pH）とする。														
	3) 水質検査の頻度等は、次のとおりとする。														
	<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>検査頻度等</th></tr><tr><td colspan="2">薬液注入作業着手前</td><td>1 回</td></tr><tr><td colspan="2">薬液注入作業中</td><td>毎日 1 回 定時</td></tr><tr><td rowspan="2">薬液注入工 作業終了後</td><td>2 週間まで</td><td>毎日 1 回 定時</td></tr><tr><td>2 週間経過後、仮締切撤去まで</td><td>月 2 回 定時</td></tr></table>	項目		検査頻度等	薬液注入作業着手前		1 回	薬液注入作業中		毎日 1 回 定時	薬液注入工 作業終了後	2 週間まで	毎日 1 回 定時	2 週間経過後、仮締切撤去まで	月 2 回 定時
	項目		検査頻度等												
薬液注入作業着手前		1 回													
薬液注入作業中		毎日 1 回 定時													
薬液注入工 作業終了後	2 週間まで	毎日 1 回 定時													
	2 週間経過後、仮締切撤去まで	月 2 回 定時													
4) 水質検査項目を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。															
(5) 防塵対策	1) ダンプトラック等大型車両は、豊田市道長興寺渡刈線における明治用水頭首工管理橋（以下「水源橋」という。）から右岸ヤードまでの区間において通行してはならない。														
	2) 水源橋は、一般車両の通行及び学生の通学路として利用されていることから、登下校時における通学者の安全の確保に十分努めなければならない。														
(6) 保安対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、現地状況等により、散水等の追加の対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。														
	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習終了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。														
(7) 仮締切期間 中の取水確保 対策	2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、道路管理者、所轄警察署との打合せ等、条件変更に伴う人員配置、編成等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。														
	<table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導 警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員 の有無</th></tr><tr><td>台船ヤード出入口</td><td>1 名/日</td><td>1 名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr></table>	配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員 の有無	台船ヤード出入口	1 名/日	1 名	昼間	無				
配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員 の有無											
台船ヤード出入口	1 名/日	1 名	昼間	無											

項 目	内 容											
	なお、作業に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 また、作業に伴い発生する塵芥は実績変更することを計画しているので、実績を報告するものとする。											
(8) 埋設物対策	本工事において実施する掘削等の作業により、埋設物に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、特に対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。											
(9) その他	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理しなければならない。											
5. 環境配慮対策	工事現場内で逃げ遅れた魚類等（特定外来生物を除く）を発見した場合は、直ちに捕獲し現場外へ解放するものとする。											
6. 防災対策	1) 本工事の施工に当たっては、平時から気象情報（河川管理者、施設管理者等の情報）を的確に把握し、特に河川水位（流量）の上昇に対しては、施設管理者との情報交換を密にするとともに、出水に対する安全教育、資機材の置き場所、流出防止に留意し、不時の出水に対しても安全かつ円滑に作業員及び資機材が退避できるよう、受注者内で適切な対応が可能な防災体制を確立しておかなければならない。 2) 河川内での工事期間において、出水により常時の管理水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合は、河川内の資材や重機等の退避について対策を行うものとする。 なお、管理水位、計画洪水位及び計画洪水量は、次のとおりである。 <table><tr><th>期間（予定）</th><th>管理水位 [m]</th><th>計画洪水位 （上流側）[m]</th><th>計画洪水量 [m3/s]</th></tr><tr><td>6月1日～9月30日</td><td rowspan="2">第4章3. のとおり</td><td>WL. 32.060</td><td>4,360</td></tr><tr><td>10月1日～5月31日</td><td>WL. 29.921</td><td>391.87</td></tr></table>	期間（予定）	管理水位 [m]	計画洪水位 （上流側）[m]	計画洪水量 [m3/s]	6月1日～9月30日	第4章3. のとおり	WL. 32.060	4,360	10月1日～5月31日	WL. 29.921	391.87
期間（予定）	管理水位 [m]	計画洪水位 （上流側）[m]	計画洪水量 [m3/s]									
6月1日～9月30日	第4章3. のとおり	WL. 32.060	4,360									
10月1日～5月31日		WL. 29.921	391.87									
7. 関係機関との調整	本工事の実施に当たり、関係者との協議・調整の結果、工事内容及び工法、施工時期等に変更が生じた場合は、設計変更を行うことがある。											
第5章 指定仮設												
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、図面に示すとおり整備するものとする。 なお、受注者は、共通仕様書第1編3-20-1に基づき、指定仮設を含む仮設工の実施に先立ち現場条件を十分に検討し、構造、規模、施工方法等を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 また、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。											
2. 工事用道路等	1) 工事用道路は、図面に示す豊田市道長興寺渡刈線を現場搬入・搬出路として利用することとしているので、使用前に現状を把握・確認するとともに一般交通に支障を来たさないよう利用するものとする。 2) 現場搬入・搬出路は、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。 なお、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。											
3. 仮設ヤード	1) 仮設ヤードは、図面に示す台船ヤード及び右岸ヤードの利用を計画しており、資機材の仮置きとして利用することを計画している。											

項 目	内 容
4. 作業船舶（台船）	なお、鋼矢板等の資機材については、台船ヤードから作業船舶により搬入・搬出を行うものとする。 2) 台船ヤードは、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。 3) 右岸ヤードは、関連工事と共用することを計画している。 1) 作業船舶は、クレーン用台船（油圧スパッド、700 t 積、80 t 吊又は 100 t 吊クローラークレーン含む。）及び資材運搬用台船（120 t 積）を 1 組とし、引船（120PS、揚錨船兼務 3 t 吊）及び船外機船（10PS）1 組として施工するものとする。 2) 1 号台船、資材運搬台船、引船及び船外機船は、上流仮締切工の設置後も河川内に常駐させることとし、上流仮締切工の撤去後に艀装解除を開始するものとする。 3) 2 号台船は、上流仮締切工の設置後に艀装解除を開始するものとする。 4) 本工事の資機材の運搬は、作業船舶を用いて行うものとする。 5) 作業船舶の使用に当たっては、受注者の責任において、関係機関へ必要な届出及び許可を得るものとする。 6) 作業船舶が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。 なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、速やかに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員への報告を行うものとする。 7) 洪水時には確実に係留し、下流へ流亡しないよう安全に注意し、管理するものとする。
5. 河川仮締切工	1) 仮締切工法の位置、規模、構造は、図面のとおりとする。 2) 鋼矢板の打設は、バイプロハンマ工及び油圧圧入引抜工（硬質地盤）によるものとし、引抜は、バイプロハンマ工によるものとする。 3) 仮締切工で使用する鋼材は、損傷等により強度に影響があるものは、使用してはならない。 4) 上流エプロンにおける鋼矢板打設により生じる削孔については、水中コンクリートで復旧するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、削孔は施工に必要な範囲のみとし、他所に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとする。 5) 鋼矢板の打設前に深浅測量により河床標高を確認し、監督職員に報告するものとする。 なお、河床標高が EL26.50（堆砂厚 2 m 相当）を下回る場合は、鋼矢板の自立のための対策について、監督職員と協議するものとする。 6) 仮締切工の施工に当たっては、事前に設置方法、資機材の配置、退避方法等について記載した施工計画書を提出するものとする。 7) 河川内での工事期間において、出水により洗堀等が見込まれる場合は調査を実施し、結果を監督職員に報告するものとする。 8) 仮締切工は、令和 9 年 3 月上旬までに右岸端部の撤去を完了するものとする。ただし、鮎の遡上状況によるため、詳細について別途指示する。
6. 薬液注入工	1) 施工に当たっては、「薬液注入工法における建設工事の施工に関する暫定方針（昭和 49 年 8 月 16 日付け地第 1940 号農林水産大臣官房地方課長）」、「薬液注入工法の管理について（昭和 52 年 5 月 19 日付け 52 構改 D 第 339 号）」、「薬液注入工法の管理に関する通達の適用について（昭和 52 年 5 月 19 日付け構造改善局建設部長）」及び「薬液注入工事に係る施工管理等について（平成 2 年 10 月 9 日付け構造改善局建設部設計課長）」により施工しなければならない。

項 目	内 容								
	2) 施工に当たっては、注入工事に関する十分な技術的知識と経験を有する技術者を現場に常駐させ、適切に施工管理を行わなければならない。 3) 施工に係る条件は、次のとおりとするが、土質・地質条件や地下水の変動等によって、工法の変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>工法区分</td><td>二重管ストレーナ工法（単相式・複相式）</td></tr><tr><td>材料種類</td><td>懸濁型（中結）、溶液型（無機系、瞬結、緩結）</td></tr><tr><td>施工範囲、注入率</td><td>図面のとおり</td></tr></table> 4) 注入作業に際しては、注入孔毎に注入圧力及び注入量を自動記録測定装置により記録し、作業完了後は記録及び実績を報告するものとする。 なお、注入実績が設計数量と大幅に異なる場合は、監督職員と協議するものとする。 5) 薬液注入工の施工に当たり実施する水質検査は、第4章4（3）により実施するものとし、結果は監督職員に報告するものとする。	項目	内容	工法区分	二重管ストレーナ工法（単相式・複相式）	材料種類	懸濁型（中結）、溶液型（無機系、瞬結、緩結）	施工範囲、注入率	図面のとおり
項目	内容								
工法区分	二重管ストレーナ工法（単相式・複相式）								
材料種類	懸濁型（中結）、溶液型（無機系、瞬結、緩結）								
施工範囲、注入率	図面のとおり								
7．排水処理工	1) 上流仮締切内に流入する河川水については、仮設集水路で集水の上、釜場排水により河川へ排出するものとする。 なお、ポンプの能力、台数及び配置の検討に当たっては、排水量を十分に考慮するものとする。 また、排水ポンプの設置に当たっては、排水が濁水とならないよう河床よりポンプ吸水位置を上げるなど、配慮するものとする。 2) 工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。 上流仮締切内：Qmax=120m3/hr（常時排水） Qmax=14m3/hr（作業時排水） なお、排水量が著しく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 上流仮締切工における鋼矢板の閉合後に実施する排水については、次のとおり想定している。 上流仮締切内：Qmax=1,700m3/hr なお、排水量が著しく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。								
8．土取場	土取場は、図面に示す箇所とし発注者において確保しており、その名称及び採取予定量は、次のとおりである。 <table><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>採取量</th><th>摘要</th></tr><tr><td>右岸ヤード</td><td>愛知県豊田市今町地内</td><td>214m3</td><td>単粒、土のう含む</td></tr></table>	名称	住所	採取量	摘要	右岸ヤード	愛知県豊田市今町地内	214m3	単粒、土のう含む
名称	住所	採取量	摘要						
右岸ヤード	愛知県豊田市今町地内	214m3	単粒、土のう含む						
9．建設発生土及び河川内存置材	1) 河川内において発生する建設発生土については、上流仮締切内に残置するものとし、河川外へ搬出してはならない。 2) 河川内存置材撤去で発生する割栗石については、右岸ヤードに搬出するものとする。 なお、集積に当たっての詳細は、監督職員と打合せの上、決定するものとする。 また、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。								
第6章 工事用地等									
1．発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。								
2．工事用地等の使用及び返還	1) 前項1を本工事で返還する場合は、使用条件に基づき必要な措置を講じることを計画しており、詳細は監督職員から別途指示する。								

項 目	内 容																									
3. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	2) 前項 1 の返還に当たっては、事前に発注者の確認を終えた上で関係者立会を行うものとし、監督職員が権利者等から徴収する「土地返還引受書」の受領に協力するものとする。 なお、関係者立会にあつては、発注者とともに立会しなければならない。																									
4. 境界杭等	3) 返還後、権利者等から原形復旧について苦情等があった場合は、誠意をもって対応するものとし、必要に応じ監督職員と協議するものとする。 前項 1 以外で受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 また、返還時及び返還後の取り扱いについては、前項 2 と同様に適切な処理を行うものとする。																									
第 7 章 支給材料及び貸与品	既存境界杭等が工事に支障となる場合は、監督職員と打合せるものとし、境界杭を撤去した場合においては、丁寧に保管し、工事後にこれを復旧した上で、関係者の了解を得るものとする。 なお、新たな境界杭等を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。																									
1. 支給材料	本工事で支給する予定の材料は、次のとおり想定している。 なお、使用の適否について、監督職員と現地確認の上、支給材料を決定するものとし、この結果について設計変更するものとする。																									
	<table><tr><th>品名</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>鋼矢板</td><td>鋼矢板 VL 4.6m</td><td>ton</td><td>0.483</td><td>右岸ヤード</td></tr><tr><td>異形鋼矢板</td><td>鋼矢板 VL 10.8～19.75m</td><td>枚</td><td>5</td><td>台船ヤード</td></tr><tr><td>建込矢板</td><td>堰柱取付部 鋼矢板 VL 9 枚/基</td><td>基</td><td>1</td><td>台船ヤード</td></tr><tr><td>耐候性大型土のう</td><td>長期仮設（3年）対応</td><td>袋</td><td>190</td><td>右岸ヤード</td></tr></table>	品名	規格	単位	数量	備考	鋼矢板	鋼矢板 VL 4.6m	ton	0.483	右岸ヤード	異形鋼矢板	鋼矢板 VL 10.8～19.75m	枚	5	台船ヤード	建込矢板	堰柱取付部 鋼矢板 VL 9 枚/基	基	1	台船ヤード	耐候性大型土のう	長期仮設（3年）対応	袋	190	右岸ヤード
品名	規格	単位	数量	備考																						
鋼矢板	鋼矢板 VL 4.6m	ton	0.483	右岸ヤード																						
異形鋼矢板	鋼矢板 VL 10.8～19.75m	枚	5	台船ヤード																						
建込矢板	堰柱取付部 鋼矢板 VL 9 枚/基	基	1	台船ヤード																						
耐候性大型土のう	長期仮設（3年）対応	袋	190	右岸ヤード																						
2. 支給材料の引き渡し場所	支給材料の引き渡し場所については、次とおりである。																									
	<table><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>備考</th></tr><tr><td>台船ヤード</td><td>愛知県豊田市水源町地内</td><td></td></tr><tr><td>右岸ヤード</td><td>愛知県豊田市今町地内</td><td></td></tr></table>	名称	住所	備考	台船ヤード	愛知県豊田市水源町地内		右岸ヤード	愛知県豊田市今町地内																	
名称	住所	備考																								
台船ヤード	愛知県豊田市水源町地内																									
右岸ヤード	愛知県豊田市今町地内																									
3. 支給材料の引き渡し時期	監督職員と打合せの上、決定するものとする。																									
第 8 章 工事現場発生材	1) 工事現場発生材は共通仕様書第 1 編 1-1-23 によるものとし、詳細は監督職員と打合せの上決定するものとする。 なお、引渡しに当たっては、監督職員が立会により工事現場発生材の確認を行うものとする。																									
	2) 本工事で発生する金属くずは、発注者により売却することを計画しているので、右岸ヤードに運搬し集積の上、発注者に引き渡すものとする。 なお、引渡しに当たり実施する重量計測の方法については、発注者と打合せの上、決定するものとし、これを設計変更の対象とする。 また、金属くずの盗難等には十分留意し、盗難等が発生した場合は、速やか																									

項 目	内 容																																			
	に所定の手続きを行うとともに監督職員に報告しなければならない。																																			
第 9 章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。 なお、本工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。																																			
第 10 章 工事用材料																																				
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。																																			
(1) 石材及び骨材	1) 砕石 C-40 JIS A 5001																																			
(2) 鋼材	1) 鋼矢板 SYW295 又は SYW390 JIS A 5523 2) 鉄筋 SD345 JIS G 3112																																			
(3) コンクリート二次製品	間知ブロック 控え 350 JIS A 5371																																			
(4) コンクリート	コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、配合は、次のとおりとする。 なお、水中コンクリートのスランプはスランプフローに読み替えるものとする。																																			
	<table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th><th>水セメント比 W/C (%)</th><th>セメントの種類による記号</th><th>使用工種</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65 以下</td><td>N 又は BB</td><td>上流エプロン工(洪水吐)</td></tr><tr><td>〃</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>60 以下</td><td>N 又は BB</td><td>上流エプロン工(土砂吐)</td></tr><tr><td>〃</td><td>18</td><td>8</td><td>25 又は 20</td><td>65 以下</td><td>N 又は BB</td><td>付帯工</td></tr><tr><td>水中不分離性コンクリート</td><td>18</td><td>50</td><td>25 又は 20</td><td>65 以下</td><td>N 又は BB</td><td>仮設工</td></tr></table>	種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による記号	使用工種	無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	N 又は BB	上流エプロン工(洪水吐)	〃	18	8	40	60 以下	N 又は BB	上流エプロン工(土砂吐)	〃	18	8	25 又は 20	65 以下	N 又は BB	付帯工	水中不分離性コンクリート	18	50	25 又は 20	65 以下	N 又は BB	仮設工
種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による記号	使用工種																														
無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	N 又は BB	上流エプロン工(洪水吐)																														
〃	18	8	40	60 以下	N 又は BB	上流エプロン工(土砂吐)																														
〃	18	8	25 又は 20	65 以下	N 又は BB	付帯工																														
水中不分離性コンクリート	18	50	25 又は 20	65 以下	N 又は BB	仮設工																														
(5) 耐候性大型土のう	耐候性大型土のうは、「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアルに記載の性能を満足するものとする。																																			
(6) 薬液注入材	1) 水ガラス系注入材（溶液型無機系・日本無機薬品協会規格 けい酸ナトリウム（けい酸ソーダ）適合品） なお、止水矢板工に注入する薬液注入材は、長期耐久性能を有する材料とする。 2) 水ガラス系注入材（懸濁型・日本無機薬品協会規格 けい酸ナトリウム（けい酸ソーダ）、JIS R 5210：2009 適合品）																																			
2. 見本又は資料提出	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して、承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。																																			

項 目	内 容																								
	<table><tr><th>材料名</th><th>提出物</th></tr><tr><td>砕石類</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>配合計画書、試験成績書</td></tr><tr><td>鉄筋</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材類</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>目地材</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>薬液注入材</td><td>カタログ、配合計画書、試験成績書</td></tr><tr><td>止水材</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>耐候性大型土のう袋</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>あと施工アンカー（接着系）</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>汚濁防止フェンス</td><td>カタログ</td></tr></table>	材料名	提出物	砕石類	試験成績書	生コンクリート	配合計画書、試験成績書	鉄筋	カタログ、試験成績書	鋼材類	試験成績書	目地材	カタログ、試験成績書	薬液注入材	カタログ、配合計画書、試験成績書	止水材	カタログ、試験成績書	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	耐候性大型土のう袋	カタログ、試験成績書	あと施工アンカー（接着系）	カタログ、試験成績書	汚濁防止フェンス	カタログ
	材料名	提出物																							
	砕石類	試験成績書																							
	生コンクリート	配合計画書、試験成績書																							
	鉄筋	カタログ、試験成績書																							
	鋼材類	試験成績書																							
	目地材	カタログ、試験成績書																							
	薬液注入材	カタログ、配合計画書、試験成績書																							
	止水材	カタログ、試験成績書																							
	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																							
	耐候性大型土のう袋	カタログ、試験成績書																							
	あと施工アンカー（接着系）	カタログ、試験成績書																							
汚濁防止フェンス	カタログ																								
3. 監督職員の検査 又は確認	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は確認を受けなければならない。ただし、監督職員の了解を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。 <table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>単位水量、スランプ、 空気量、塩化物含有量</td><td>現場搬入時（単位水量は 、100m3/日以上施工する 場合に実施）</td></tr><tr><td>コンクリート二次 製品</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>鋼材類（鋼矢板）</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>薬液注入材</td><td>pH、比重、ゲルタイム</td><td>現場搬入時</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	備考	生コンクリート	単位水量、スランプ、 空気量、塩化物含有量	現場搬入時（単位水量は 、100m3/日以上施工する 場合に実施）	コンクリート二次 製品	外観、形状、寸法	現場搬入時	鋼材類（鋼矢板）	外観、形状、寸法	現場搬入時	薬液注入材	pH、比重、ゲルタイム	現場搬入時									
材料名	検査・試験項目	備考																							
生コンクリート	単位水量、スランプ、 空気量、塩化物含有量	現場搬入時（単位水量は 、100m3/日以上施工する 場合に実施）																							
コンクリート二次 製品	外観、形状、寸法	現場搬入時																							
鋼材類（鋼矢板）	外観、形状、寸法	現場搬入時																							
薬液注入材	pH、比重、ゲルタイム	現場搬入時																							
4. 資材の調達 （遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について）	次の資材については、次の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>調達地域等</th></tr><tr><td>建設機械</td><td>質量20 t 以上</td><td>名古屋市</td></tr><tr><td>仮設材</td><td>鋼矢板</td><td>大阪市</td></tr><tr><td>〃</td><td>敷鉄板</td><td>知多市</td></tr><tr><td>作業船舶 （台船）</td><td>クレーン台船（油圧スパッド、700 t 積）、 資材運搬用台船、引船、船外機船</td><td>大阪市</td></tr></table>	資材名	規格	調達地域等	建設機械	質量20 t 以上	名古屋市	仮設材	鋼矢板	大阪市	〃	敷鉄板	知多市	作業船舶 （台船）	クレーン台船（油圧スパッド、700 t 積）、 資材運搬用台船、引船、船外機船	大阪市									
資材名	規格	調達地域等																							
建設機械	質量20 t 以上	名古屋市																							
仮設材	鋼矢板	大阪市																							
〃	敷鉄板	知多市																							
作業船舶 （台船）	クレーン台船（油圧スパッド、700 t 積）、 資材運搬用台船、引船、船外機船	大阪市																							
第 11 章 施工																									
1. 一般事項																									
（1）基準点	1）本工事の基準点は、図面に示す河川距離標 YL34.6（EL=34.321）及び YR34.6（EL=33.057）を使用しなければならない。 2）補助 BM を設けた場合は、位置及び標高を監督職員に報告し、承認を得るものとする。 3）基準点等の位置データは、測地成果 2011 に対応したものである。																								
（2）検測又は確認	1）本工事の施工段階確認は、次に示すとおりであり、遠隔又は立会による検測もしくは確認を受けるものとする。ただし、確認時期・頻度については、監督																								

項 目	内 容															
	職員の指示により変更する場合がある。 2) 次に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 <table><tr><th>工 種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td>止水矢板工 (鋼矢板打設)</td><td>基準高、中心線のズレ、施工延長</td><td>施工完了時点で 1 か所</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>仮設工 (仮締切工)</td><td>基準高、中心線のズレ、施工延長</td><td>設置完了時点で 1 か所</td><td>○</td><td></td></tr></table>	工 種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	備考	止水矢板工 (鋼矢板打設)	基準高、中心線のズレ、施工延長	施工完了時点で 1 か所	—		仮設工 (仮締切工)	基準高、中心線のズレ、施工延長	設置完了時点で 1 か所	○	
工 種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	備考												
止水矢板工 (鋼矢板打設)	基準高、中心線のズレ、施工延長	施工完了時点で 1 か所	—													
仮設工 (仮締切工)	基準高、中心線のズレ、施工延長	設置完了時点で 1 か所	○													
(3) 中間技術検査	1) 発注者から、中間技術検査を実施する旨の通知を受けた場合は、従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は、従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、従わなければならない。 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。															
(4) 書類限定検査の実施	1) 検査職員による検査について、検査時の資料を次の9書類に限定し資料検査を行うものとする。 なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。 ① 施工計画書 ② 施工体制台帳（下請との関係及び下請引取検査書類を含む） ③ 打合簿（協議） ④ 打合簿（承諾） ⑤ 打合簿（提出） ⑥ 出来形管理図表 ⑦ 品質管理図表 ⑧ 工事材料品質証明書 ⑨ 工事写真 2) 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合は協力するものとする。															
(5) 舗装切断に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、作業廃棄物として適正に処理するものとする。															
2. 再生資源等の利用																
(1) 建設資材廃棄物等の現場内利用	受注者は、本工事の実施に伴い発生する建設資材廃棄物等の利用方法等について、監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。															
3. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。															

項 目	内 容																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材 廃 棄 物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受け入 れ時間</th><th>事業区 分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊 (無筋)</td><td>(株)日環サービス合歓 木リサイクルセンター</td><td>岡崎市合歓木町 字郷東8、231-1 、231-2、9</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化 施設業者</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊 (有筋)</td><td>(株)日環サービス合歓 木リサイクルセンター</td><td>岡崎市合歓木町 字郷東8、231-1 、231-2、9</td><td>8:00～ 16:30</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>汚泥</td><td>(株)ムラアーカム</td><td>愛知県海部郡飛鳥 村新政成11-20他</td><td>8:00～ 17:00</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>(株)キトー新田工場</td><td>安城市新田町縦町 11</td><td>13:00～ 16:30</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table>	建設資材 廃 棄 物	処理施設名	住所	受け入 れ時間	事業区 分	コンクリート塊 (無筋)	(株)日環サービス合歓 木リサイクルセンター	岡崎市合歓木町 字郷東8、231-1 、231-2、9	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者	コンクリート塊 (有筋)	(株)日環サービス合歓 木リサイクルセンター	岡崎市合歓木町 字郷東8、231-1 、231-2、9	8:00～ 16:30	〃	汚泥	(株)ムラアーカム	愛知県海部郡飛鳥 村新政成11-20他	8:00～ 17:00	〃	廃プラスチック	(株)キトー新田工場	安城市新田町縦町 11	13:00～ 16:30	〃
建設資材 廃 棄 物	処理施設名	住所	受け入 れ時間	事業区 分																						
コンクリート塊 (無筋)	(株)日環サービス合歓 木リサイクルセンター	岡崎市合歓木町 字郷東8、231-1 、231-2、9	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																						
コンクリート塊 (有筋)	(株)日環サービス合歓 木リサイクルセンター	岡崎市合歓木町 字郷東8、231-1 、231-2、9	8:00～ 16:30	〃																						
汚泥	(株)ムラアーカム	愛知県海部郡飛鳥 村新政成11-20他	8:00～ 17:00	〃																						
廃プラスチック	(株)キトー新田工場	安城市新田町縦町 11	13:00～ 16:30	〃																						
4. 特定建設資材の 分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他(構造 物撤去工)</td><td>その他の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table> 注) ■が該当部分である。	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他(構造 物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用				
工 程	作業内容	分別解体等の方法																								
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
②土工	土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																								
③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																								
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
⑥その他(構造 物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
5. 準備工	本工事の施工範囲内及び近接する構造物、並びに工事用道路等は、現況を把握するとともに記録すること。																									
6. 土工 (1) 掘削	1) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 2) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。 3) 掘削に当たっては、既設構造物に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとする。																									
(2) 埋戻し及び 盛土	1) 埋戻し及び盛土の材料は、掘削により発生する良質土を流用するものとし、腐植土及び草木を含む表土は流用してはならない。 なお、掘削土が埋戻し及び盛土の材料として適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚さが 30cm 程度となるよう均等にまき出し、締固めなければならない。 3) 構造物の上部 30cm までの締固めは、構造物に損傷を与えないよう人力(振動コンパクタ等)により、締固めなければならない。 4) 構造物の上部 30cm から 60cm までの締固めは、構造物に損傷を与えないよう 1.1t 以下の締固め機械(ハンドガイド式振動ローラ等)により、締固めなければならない。 5) 構造物の周辺 50cm までの締固めは、構造物に損傷を与えないよう人力(振																									

項 目	内 容								
7. 構造物撤去工	動コンパクト等)により締固めなければならない。 6) 構造物の周辺 50cm より外側及び上部 60cm より上側の締固めは、構造物に損傷を与えないよう 15t 以下の締固め機械 (振動ローラ・ブルドーザ等) により、締固めなければならない。 1) 既設構造物の取壊しは、図面のとおり計画しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 既設構造物の取壊し作業により施工対象外の構造物に損傷を与えた場合、又は周辺環境へ影響・被害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるとともに受注者の責任において補修又は対応しなければならない。 3) コンクリート、アスファルト舗装等切断時 (削孔含む) に発生する排水及び粉塵は、吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物 (汚泥) として適切に処理するものとする。								
8. 本体工 (右岸止水矢板工、右岸端部浸透対策工)	1) 止水矢板工及び右岸端部浸透対策工において実施する薬液注入工の施工に当たっては、第 5 章 6. 1)、2)、4) 及び 5) により実施するものとする。 2) 薬液注入工の施工に係る条件は、次のとおりとするが、土質・地質条件や地下水の変動等によって、工法の変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>工法区分</td><td>二重管ストレナ工法 (複相式)</td></tr> <tr> <td>材料種類</td><td>溶液型 (無機系、特殊シリカ材、瞬結、緩結)</td></tr> <tr> <td>施工範囲、注入率</td><td>図面のとおり</td></tr> </table> 3) 差筋の削孔に当たっては、既設鉄筋の切断等、既設構造物を損傷しないよう十分注意するとともに、施工面に対して直角になるように施工しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	項目	内容	工法区分	二重管ストレナ工法 (複相式)	材料種類	溶液型 (無機系、特殊シリカ材、瞬結、緩結)	施工範囲、注入率	図面のとおり
項目	内容								
工法区分	二重管ストレナ工法 (複相式)								
材料種類	溶液型 (無機系、特殊シリカ材、瞬結、緩結)								
施工範囲、注入率	図面のとおり								
9. 付帯工 (左岸護岸復旧工)	1) 左岸護岸の施工に当たっては、事前に割付図等を作成の上、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、割付図等には、施工上、法高の調整、屈曲部、隅部の取付等による現場打ちコンクリート施工部を含む。								
第 12 章 施工管理									
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第 1 編 1-1-12 に規定する (1) 又は (3) の資格を有するものでなければならない。								
2. 施工管理									
(1) 一般事項	本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」に基づき出来形管理、品質管理を行うものとし、同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、監督職員と打合せの上、決定するものとする。								
(2) 構造物品質確認調査	本工事における止水矢板工で施工するコンクリート構造物については、土木構造物の品質を確保するため、次に示す方法により、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行い、監督職員に報告しなければならない。 1) 強度推定調査の頻度は、構造物毎に 3 箇所調査を実施し、所定の強度が確保できているか確認しなければならない。 なお、受注者は、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。								

項 目	内 容
	2) 強度推定調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その原因を追及するとともに、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施し、結果を監督職員に報告しなければならない。 3) 強度推定調査の測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法 (JSCE-G 504)」により実施するものとする。 4) 測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うこともある。 5) 実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行うものとする。なお、調査票については別途指示するものとする。 6) ひび割れ発生状況調査は、構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。 なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。 7) 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。
3. 工事写真における 黑板情報の電子化	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。
(1) 使用する機器・ソフトウェア	受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。
(2) 機器等の導入	1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い	1) 受注者は、上記(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
(4) 写真の納品	受注者は、上記(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL (https://depadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
(5) 費用	機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の

項 目	内 容
4. 工事現場等における遠隔確認について	写真管理に要する費用に含まれる。 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf」）によるものとする。 3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。
第 13 章 天災その他の不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第30条によるものとする。 なお、異常出水については、受注者の善良な管理のもとにおいて、第4章6.2) に示す洪水量を超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。 ただし、これが河川仮締切工の設置又は撤去期間中の場合は、洪水量に関わらずその損害額の負担について、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。
第 14 章 設計変更等の業務	受注者は、設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。 なお、その経費については別途協議の上、契約変更の対象とする。
第 15 章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。 1) 土質・地質、転石の出現（河川堆積土を含む） 2) 過失によらない排水量・湧水量 3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 4) 防音・防塵・濁水処理対策 5) 第三者との協議・調整等による変更 6) 石綿含有材又は石綿含有の恐れがある資材を発見した場合 7) 土壌成分 8) 防災対策に特別な措置を講ずる必要がある場合 9) 遠隔確認を活用する場合 10) 薬液の種類又は注入量に変更がある場合 11) 薬液注入の範囲を変更する場合 12) 水質調査における箇所数及び調査内容を変更する場合 13) その他、特別仕様書に定めのない事項
第 16 章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が歩掛調査又は間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行った上で調査するものとする。

項 目	内 容
第 17 章 その他	
1. 契約後 V E 提案	
(1) 定義	「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。
(2) V E 提案の意義及び範囲	1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。 ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 ② 工事請負契約書第 18 条(条件変更等)に基づき、条件変更が確認された後の提案 ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
(3) V E 提案書の提出	1) 受注者は、上記(2)の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書(共通仕様書様式 6-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。 ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由 ② V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む) ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 ④ 発注者が別途発注する関連工事等との関係 ⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項 ⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
(4) V E 提案の適否等	1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面(共通仕様書様式 6-5)により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。 2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合

項 目	内 容
	には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前項 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
（５）V E 提案書の使用	発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。
（６）責任の所在	発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。
2. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1-1-40に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R又はBD-R) 正副 2 部 ・工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
3. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	本工事において、自ら立案企画した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式（共通仕様書様式 40）により提出することができるものとする。
4. 主任技術者等の専任期間	1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」等における日付）とする。
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式 1 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の計画上の工期としている 303 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式 1 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和 9 年 6 月 30 日（工事完了期限日）まで

項 目	内 容
6. CORINS への登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。
7. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。
（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）	工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
（2）工事円滑化会議（工程確認会議）	工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
（3）設計変更確認会議	工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。
（4）対策検討会議	工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、工事設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。
（5）建設コンサルタントの出席	上記（1）から（4）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。
（6）会議の記録	工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書様式42）に記録し、相互に確認するものとする。
8. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により工事計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

項 目	内 容
9. 快適トイレの試行	営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、別紙2に示す実績変更対象経費に関する実施計画書様式1（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙2に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書様式2（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約において整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法 900×900mm以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備

項 目	内 容										
10. 現場環境改善費	チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） 2）快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。 また、運搬、設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を越える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 3）快適トイレの手配が困難な場合は監督職員と協議の上、本項の対象外とする。 1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計４つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td><td>①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ＩＣＴ設備の充実 ④作業負荷の低減</td></tr> <tr> <td>営繕関係</td><td>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等</td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td>①標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等</td></tr> <tr> <td>地域連携</td><td>①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</td></tr> </tbody> </table> 3）現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は、熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。 4）受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ＩＣＴ設備の充実 ④作業負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等	安全関係	①標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等	地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）
計上項目	実施する内容（率計上分）										
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ＩＣＴ設備の充実 ④作業負荷の低減										
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等										
安全関係	①標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等										
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）										
11. 週休２日による履行実績取組証明書の発行	1）本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。 2）「週休２日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、４週８休以上とな										

項 目	内 容
	ることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。 ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。 4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。
12. 1 日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における 1 日未満で完了する作業の積算（以下、「1 日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1 日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算又は「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。
13. 共通仮設費率分の適切な設計変更	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の以下に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開、除根、除草費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、上記（2）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙 3 に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）

項 目	内 容
14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、上記4)の「証明できる書類」において妥当性が確認できた費用から、積算基準に基づき算出した額を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。 1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 ①真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 ②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ 3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 4) 気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指標(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。 ただし、これにより難しい場合は、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$ ※ 補正係数：1.2
15. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。 2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

項 目	内 容
16. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。 2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。 [事業（務）所長] 【被災農林漁家の就労機会の確保】 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。
第18章 定めなき事項	この仕様書に定めない事項又は本工事の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和 8 年度

土地改良施設突発事故復旧事業

明治用水頭首工地区 土地改良施設突発事故復旧事業 明治用水頭首工復旧(その3)工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 作業土工				
床掘		式	1	
法面整形（人力荒仕上げ）		式	1	
基面整正		m ²	120	
埋戻（整地）	右岸止水矢板工	式	1	
(2) 作業残土処理工				
残土整地		式	1	
2. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工				
コンクリート切断	土砂吐底版部, t=150	m	51	
コンクリート切断	t=20, 2条	m	22	
コンクリート構造物取壊し	鉄筋コンクリート	m ³	61	
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート	m ³	60	
チップング		式	1	
(2) 左岸構台撤去工				
覆工板撤去		m ²	112	
鋼管杭切断	構台下部工 φ 1200, t=19, 一次＋二次	m	118	
鋼管杭切断	構台下部工 φ 318.5, t=10.3, 一次＋二次	m	58	
発生材運搬	現場～右岸ヤード	式	1	
張コンクリート取壊し		m ³	18	
(3) 台船ヤード出入口撤去工				
覆工板撤去		m ²	56	
(4) 殻運搬・処理（産業廃棄物処分）				
殻運搬・処理（産業廃棄物処分）	有筋コンクリート殻	m ³	61	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
殻運搬・処理（産業廃棄物処分）	無筋コンクリート殻	m3	78	
3. 右岸止水矢板工				
(1) 右岸止水矢板工				
鋼矢板打設	硬質地盤クリア工法, 25H, 台船クレーン使用	枚	82	
鋼矢板	25H	ton	120.11	
鋼矢板切断		m	90	
発生材運搬	現場～右岸ヤード	式	1	
硬質地盤対応型圧入機据付・解体	台船クレーン使用	回	2	
薬液注入工	溶液型, 耐久性グラウト(特殊シリカ), 右岸止水矢板	本	161	
薬液注入工（注入施設据付・解体）		現場	1	
(2) 右岸端部浸透対策工				
鋼矢板打設	硬質地盤クリア工法, 25H	枚	21	
鋼矢板	25H	ton	32.39	
鋼矢板切断		m	34	
発生材運搬	現場～右岸ヤード	式	1	
硬質地盤対応型圧入機据付・解体		回	1	
薬液注入工	溶液型, 耐久性グラウト(特殊シリカ), 右岸擁壁部	本	24	
薬液注入工	溶液型, 耐久性グラウト(特殊シリカ), 右岸端部浸透対策矢板	本	43	
4. 上流エプロン工				
(1) 上流エプロン工				
コンクリート	洪水吐区間, 18-8-40, W/C ≤ 65%, 圧送管延長 ≤ 240m	m3	257	
コンクリート	土砂吐区間, 18-8-40, W/C ≤ 60%, 圧送管延長 ≤ 240m	m3	146	
コンクリート	導流壁, 18-8-40, W/C ≤ 60%, 圧送管延長 ≤ 240m	m3	23	
圧送管配管用馬		式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
型枠		式	1	
ダウエルバー	あと施工アンカー, SD345, D19 (L=1000), VP φ 25 (L=500)	本	150	
水膨張止水材	20×10	m	159.3	
目地材	ゴム発泡体, t=20	m ²	130	
鉄筋	SD345, D13	ton	0.059	
差筋	あと施工アンカー, SD345, D13 (L=120)	本	62	
5. 左岸護岸復旧工				
(1)ブロック張復旧工				
ブロック張	裏込材無し	m ²	110	
ブロック張	裏込材有り	m ²	29	
(2)ネットフェンス復旧工				
ネットフェンス設置	H2000, ブロック基礎	m	17	
6. 原形復旧工				
(1)覆工板復旧工	台船ヤード			
覆工板設置		m ²	56	
7. 河川内存置材撤去工				
(1)河川内存置材撤去工				
河川内存置材撤去	フィルターユニット	袋	143	
発生材運搬	台船ヤード～右岸ヤード	式	1	
産業廃棄物処分	廃プラ	m ³	1.9	
8. 仮設工				
(1)台船ヤード整備工				
護岸保護大型土のう	流用材	袋	190	
護岸保護大型土のう		袋	16	
出入口敷鉄板	賃料	m ²	60	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
産業廃棄物処分	廃プラ	m3	2.7	
(2)上流仮締切工				
鋼矢板打設	VL, 台船使用, 硬質地盤, 圧入長 $\leq 6\text{m}$, $100 < N \leq 180$	枚	59	
鋼矢板打設	VL, 台船使用, 硬質地盤, 圧入長 $\leq 9\text{m}$, $100 < N \leq 180$	枚	7	
鋼矢板打設	VL, 台船使用, 硬質地盤, 圧入長 $\leq 19\text{m}$, $100 < N \leq 180$	枚	24	
硬質地盤対応型圧入機据付・解体		回	2	
鋼矢板打設・建込	VL, 台船使用, 電動バイプロ, 圧入長 $\leq 2\text{ m}$	枚	26	
鋼矢板打設	VL, 台船使用, 電動バイプロ, 圧入長 $\leq 9\text{ m}$	枚	28	
鋼矢板打設	VL, 台船使用, 電動バイプロ, 圧入長 $\leq 12\text{m}$	枚	27	
鋼矢板打設	VL, 台船使用, 電動バイプロ, 圧入長 $\leq 15\text{m}$	枚	51	
鋼矢板打設	VL, 台船使用, 電動バイプロ, 圧入長 $\leq 19\text{m}$	枚	53	
鋼矢板	リース材	ton	411.29	
鋼矢板	購入材	ton	9.17	
鋼矢板止水材		式	1	
鋼矢板引抜	台船使用, 電動バイプロ, 引抜き長 $\leq 2\text{ m}$	枚	26	
鋼矢板引抜	台船使用, 電動バイプロ, 引抜き長 $\leq 6\text{ m}$	枚	59	
鋼矢板引抜	台船使用, 電動バイプロ, 引抜き長 $\leq 9\text{ m}$	枚	35	
鋼矢板引抜	台船使用, 電動バイプロ, 引抜き長 $\leq 12\text{m}$	枚	27	
鋼矢板引抜	台船使用, 電動バイプロ, 引抜き長 $\leq 15\text{m}$	枚	51	
鋼矢板引抜	台船使用, 電動バイプロ, 引抜き長 $\leq 19\text{m}$	枚	77	
薬液注入工	左岸建込, 二重管ストレーナ, 台船使用, 懸濁型	本	15	
薬液注入工	左岸建込, 二重管ストレーナ, 台船使用, 溶液型	本	15	
薬液注入工	右岸側, 二重管ストレーナ, 台船使用, 溶液型	本	68	
薬液注入工（注入施設据付・解体）		現場	1	
エプロン削孔部閉塞	水中不分離コンクリート	m3	16	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
発生材運搬	現場～右岸ヤード	式	1	
押さえ土のう		袋	34	
産業廃棄物処分	廃プラ	m3	0.4	
(3)仮設ヤード整備工				
敷鉄板		m ²	144	
掘削法面保護土のう	締切内製作, 現地土	袋	49	
(4)右岸ヤード整備工				
出入口敷鉄板		m ²	84	
(5)排水処理工				
集水ドレーン	S-30, 350×400, VU φ 100有孔管	m	75.5	
締切内排水	常時排水, <30m3/hr/箇所	箇所	4	
締切内排水	作業時排水, <7m3/hr/箇所	箇所	2	
締切内水替え	初期排水、終期充水	回	2	
(6)電力設備工				
受電設備	低圧	式	1	
配電設備		式	1	
(7)台船経費				
供用経費 (1号船団)	クレーン台船(700 t 積, CC100 t 吊), 資材運搬用台船	供用日	1	
供用経費 (2号船団)	クレーン台船(700 t 積, CC80 t 吊), 資材運搬用台船	供用日	1	
供用経費 (3号船団)	引船、船外機船	供用日	1	
運転経費 (1号船団)	クレーン台船(700 t 積, CC100 t 吊), 資材運搬用台船	日	1	
運転経費 (2号船団)	クレーン台船(700 t 積, CC80 t 吊), 資材運搬用台船	日	1	
運転経費 (3号船団)	引船、船外機船	日	1	
(8)安全費				
交通誘導警備員		人	40	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
9. その他				
(1)事業損失防止施設費				
事業損失防止施設費				
汚濁防止フェンス				
汚濁防止フェンス	H6000, 単独フロート, φ 300	m	117	
濁水処理設備				
濁水処理設備設置～運転～撤去		式	1	
汚泥処理（産業廃棄物処分）		m3	17	
地下水水質調査				
観測孔設置	薬液注入工時	式	1	
取水口除塵作業				
取水口除塵作業		回	20	
(2)運搬費				
運搬費				
重建設機械等分解・組立・輸送				
油圧式杭圧入引抜機(硬質地盤)	仮締切1台, 止水矢板3台	台	4	
台船等組立解体用クレーン	200 t ATC	台	1	
クレーン台船	油圧スパッド, 700 t 積	組	1	
クレーン台船	100 t 吊クローラークレーン	台	1	
クレーン台船	80 t 吊クローラークレーン	台	1	
資材運搬用台船	120 t 積	組	1	
引船	揚錨船兼務 3 t 吊	基	1	
船外機船		台	1	
仮設材輸送				
覆工板等（左岸構台）	現場～基地	ton	26. 92	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
敷鉄板	基地～現場～基地	ton	31.21	
敷鉄板	現場～基地	ton	14.47	
鋼矢板	VL型, 基地～現場～基地	ton	411.29	
(3) 役務費				
役務費				
役務費				
電気基本料金	低圧業者持 1 年未満	式	1	
一括計上価格				
1. 一括計上価格				
(1) 土壌溶出試験				
土壌溶出試験	環告46号溶出試験(28項目)	式	1	
(2) 地下水水質調査				
水素イオン濃度分析	薬液注入工時	式	1	

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	令和8年度 明治用水頭首工地区土地改良施設突発事故復旧事業 明治用水頭首工復旧（その3）工事
工 事 場 所	愛知県豊田市室町及び水源町地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別紙 2

様式 1

実績変更対象経費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (変更)
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代 わりに貸しビル、マンショ ン、民家等を長期借上げする 場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要する費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用 （運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

別紙 3

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要する 費用	
	準備費	伐開・除 根・除草 費	準備作業に伴う伐開・除 根・除草作業に要する費用	
合 計				